

生徒心得

1 欠席・遅刻の連絡

「欠席・遅刻連絡フォーム」または、Google Classroom で連絡する。電話の場合は8時20分までに行う。(連絡がない場合は、学校より各家庭へ連絡がある。)

2 遅刻

登校時刻は8時25分。8時30分のチャイムの鳴り始めにHRに入室していなければ遅刻となる。その場合は、生徒指導室前で遅刻届と入室願を記入し、生徒指導部の印を受け、HR教室等に入り授業担当者等のチェックをもらう。その後、入室届はできるだけ速やかに担任へ提出する。

(1) 遅刻指導対象外の遅刻

通院または、公共交通機関の20分以上の遅延、その他校長が認めた場合(大雨警報・大雪警報など)である。ただし、通院は教務上の遅刻となる。

3 車による登校

タクシーや車両で登校する場合は、けがなど特別な場合を除き校内への乗り入れはしない。なお、車両での送迎は親族(基本は保護者)の運転のみとする。

4 自転車通学

希望者は、自転車損害賠償保険等に必ず加入し(県条例)、生徒指導部で登録したステッカーを貼った自転車で通学する。道路交通法と交通マナーを守り、ヘルメット着用に努める。電動キックボードでの通学は認められていない。

5 貴重品の管理など

財布などの貴重品は、鍵付き個人ロッカーへ必ず入れて管理する。

6 スマートフォン等の持ち込み

「スマートフォン等持ち込み誓約書」を提出し、許可されれば持ち込めるが、学校敷地内では電源を切り、教材のタブレット等も含め鍵付き個人ロッカーへ必ず入れる。

7 拾得・紛失、公共物の破損

貴重品等を拾得・紛失、公共物を破損した場合は、直ちに担任と生徒指導部に届ける。

8 校外外出

登校時から放課後まで校外に出ない。外出が必要な場合は担任の許可を得る。

9 名札

校内では試験時を除き名札をつける。名札は持ち帰らない。

10 アルバイト

学校生活優先のため、原則認められない。事情がある場合は保護者を通して担任に相談する。最終的には校長判断で決定する。その場合は、規定の書類を提出し、アルバイト開始または変更のあった翌月分の給料明細書を生徒指導部に担任を通して提出する。

11 運転免許など

運転免許の取得、免許が必要な車両の購入や運転は一切認められない。ただし3年生の就職内定者はデパート代休日から、進学内定者は卒業試験最終日から条件付きで認められる。

12 その他

- (1) 法令や条例(例 広島県青少年育成条例では、午後11時までに帰宅できないと補導対象)を守る。
- (2) スマートフォンなどSNS使用時のルールやマナーを身に付け、誹謗中傷や無断投稿などしない。
- (3) 学校生活に不要な物を持ち込んだ場合は、担任・生徒指導部で保管されることがある。

以上、法令・条例違反や校則違反(指導に従わない場合も含む)は基本的に特別指導対象になる。

広島市立高等学校学則

(懲戒)

第28条 校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒のうち、退学、停学、および訓告の処分は、校長が、これを行う。ただし、退学は次の各号の一に該当する者に対してのみこれを行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者